

【アルバイト収入のある学生の皆さん】勤労学生控除をご存じですか？

生計維持者



だけ見ると第Ⅰ区分（満額の支援）の判定でも・・・

あなた



の年収が100万円を超えている場合は、**支援の額が減ることがあります！**

なぜだろう？

住民税※1が課税されると支援の額が変わることがあるんです。
アルバイト先での年末調整か、確定申告で **勤労学生控除** を申告しましょう！

※1 市町村民税所得割

あなたの年収 (【】内は個人事業主※2の場合の所得)	住民税	所得税	給付奨学金の 判定 (控除なし)	勤労学生控除	給付奨学金の 判定 (控除あり)
～100万円【45万円】	非課税	非課税	影響なし	※住民税非課税のため、申告しても結果は不変	
～103万円【48万円】	課税	非課税	影響あり	申告できる	影響なし
～124万円【69万円】	課税	課税	影響あり	申告できる	影響なし
～130万円【75万円】	課税	課税	影響あり	申告できる	影響あり
130万円超～	課税	課税	影響あり	申告できない	—

扶養に入るために年収が100万円～103万円になるよう調整している方は、特にご注意ください！

※2 フードデリバリー配達員の業務など、アルバイトであっても個人事業主として扱われるものがあります。勤務先にご確認ください。